

積算内訳書の提出に係る注意事項について

積算内訳書の計上項目は、原則として「工事細目別の大項目以上等」としておりますが、発注者の判断により詳細な見積り内容を確認する場合は小項目まで求めますので、設計図書内の積算内訳資料の計上項目どおりに記載してください。

また、市場価格の動向を確認しているため、見積り内容について聴き取りをさせていただく場合もございますので、ご承知おき願います。

なお、どの様式を添付してよいか分からない場合は、お気軽にお問い合わせください。

- 1 土木積算システム使用工事の様式を使用（新規）
 - ・群馬県県土整備部に準じ、土木積算システムを使用している工事（業務）
 - * 表題に宛先と積算金額が追加されておりますので、確認のうえ入力してください。
- 2 土木系工事の様式を使用
 - ・上記以外の土木一式工事
 - ・上記以外の舗装工事
 - ・上記以外の水道系工事 等々
 - ・測量、建設コンサルタント業務等
- 3 建築系工事の様式を使用
 - ・清掃施設課発注のもの
 - ・建築住宅課発注のもの
 - ・教育施設課発注（土木系工事を除く）のもの 等々

※ 積算内訳書は案件によっては複数枚（Excelについては複数枚のシート）に分かれている場合がありますので、注意してご提出ください。